仕様書等に関する質問及び回答

入札番号	電－３	件　　名	和歌山市斎場で使用する電力の調達

担当（回答）課	健康局保険医療部保険総務課斎場

No.	質　問　事　項	回　答　事　項
1	契約時において、燃料費等調整費額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。	契約書（案）第１０条のとおり、燃料費調整額を加算した金額を請求することとしています。
2	「入札金額算定において、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しない。」とありますが、市場価格調整額についても入札価格には含めないとの認識でよろしいでしょうか。	はい、その通りです。
3	契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が行われた際、本契約における電気料金の見直し（単価変更）が行われることをご了承ください。	契約書（案）第２条第２項のとおり。
4	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承いただけますか。	了承します。
5	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	現在、予定ありません。
6	仕様書に記載の契約電力について、現在の契約電力から変更はないとの認識でよろしいでしょうか。	変更の可能性はあり。
7	ＳＷ切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	ゼロワットパワー株式会社。

8	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはＷＥＢ上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（３０分データ）の提供は、ＷＥＢからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。	請求書は契約書印、押印の上、紙での請求となります。
9	お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替でのご対応でしょうか。	口座振込みです。
１０	銀行振込により振込手数料が発生した場合、 民法第４８４条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承願います。	了承します。
１１	対象施設内で入居されているテナント様から個別（分割）での入金等は発生いたしますか。 また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。	本件においては、１施設の電気料金を複数口に分けて請求いただく必要はありません。
１２	契約書の内容については落札後、加筆・修正等の協議は可能でしょうか。	協議は可能です。
１３	第４条（権利義務の譲渡等の禁止） 下記文言の修正をお願いできますでしょうか。 ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 この後に➡ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の４に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	協議の上判断します。

１４	第７条（契約電力の変更） 下記文言を参考に、追記願えませんでしょうか。 契約締結時において契約電力が５００kW未満の施設➡ １　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 ２　最大需要電力が５００kW以上となった場合は、最大需要電力等をもとに契約電力を甲乙の協議により定めることとする。 ３　２において定めた契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。	１ 仕様書　Ⅱ仕様　（１）契約電力に同内容を記載しています。 ２・３ 契約電力については、契約書案第7条のとおり、協議の上変更することができる旨を記載しており、最大需要電力の増加等により契約電力の変更が必要となった場合についても、当該規定により対応できるものと考えております。
１５	第８条（検査）第１０条（料金の算定方法及び請求） 記載では「検査後、請求」となっておりますが、 実際の業務では１日（計量日）の午前０時に自動計量され、毎月第４営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。	了承します。
１６	第２２条（疑義等の決定） 定めのない事項に付き協議を行う際に 『乙の電力需給約款参照の上』を修正をお願いできますか。	契約書のとおりとします。
１７	第〇条（違約金・・） 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第２条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の１００分の１０に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』	契約書のとおりとします。